

# 鳥取大学外国人研究者受入の手引き

研究・国際協力部国際交流課国際交流係

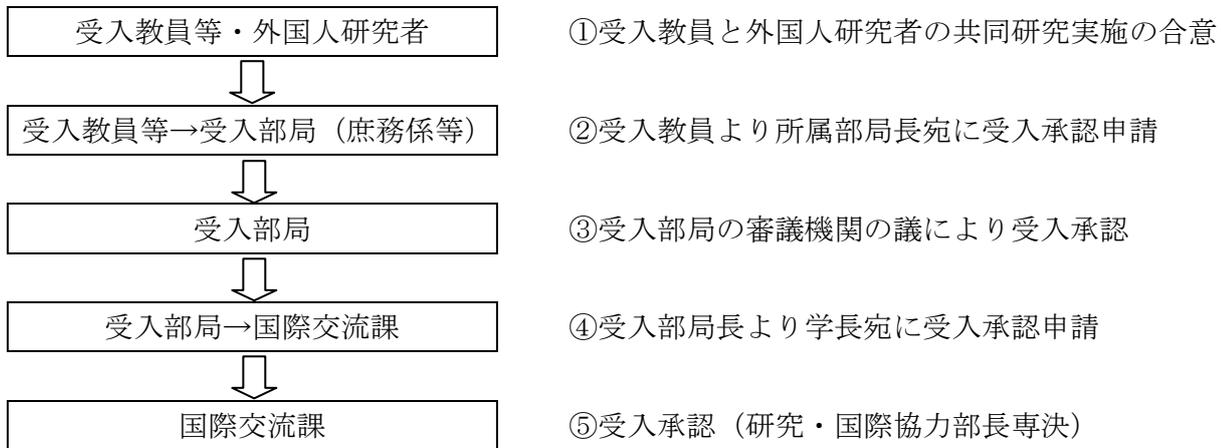
平成24年9月1日改正

# 目 次

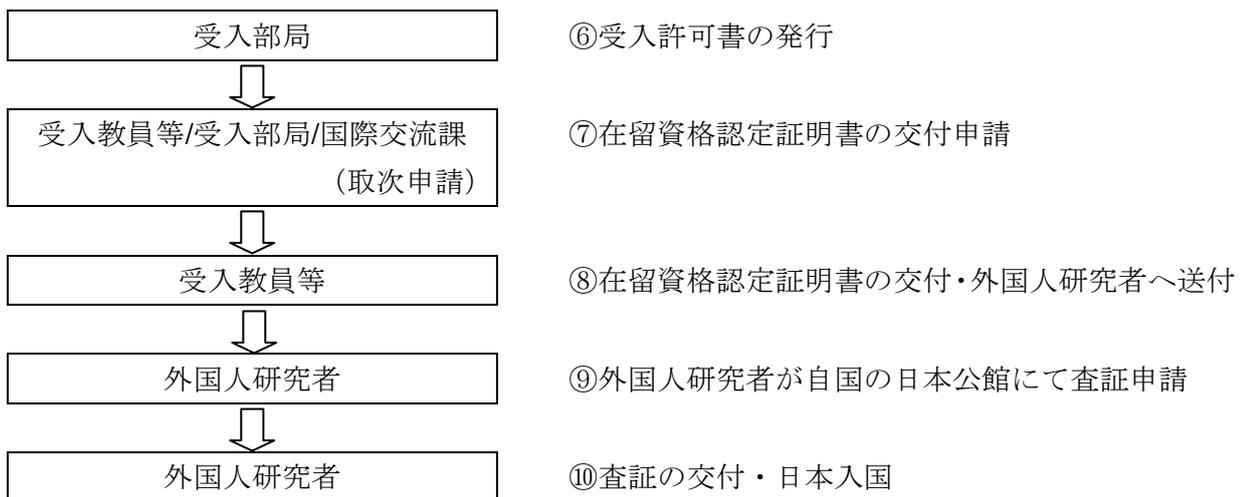
[来日前の手続き]	P1
1. 手続きの流れ	
2. 在留資格認定証明書交付申請手続き	
3. 住居について	
[来日後の手続き]	P4
1. 新規住居地登録等	
2. 国民年金	
3. 国民健康保険	
[一時出国の手続き（本国への帰国も含む）]	P6
1. 再入国許可	
[関連規則等]	P7

## [来日前の手続き]

### 1. 手続きの流れ



(以下「在留資格認定証明書」交付申請を行って査証手続きをする場合)



## 2. 在留資格認定証明書交付申請手続き

### ①申請手続き

3ヶ月以上日本に滞在する場合、査証（ビザ）が必要となります。査証は、外国人研究者が自国の日本公館にて申請します。査証申請の時、日本の法務省入国管理局で発行される「在留資格認定証明書」があれば承認までの期間が短くなります。在留資格認定証明書を取得するには、まず、受入教員が研究者の代理人として在留資格認定証明書交付申請に必要な書類をそろえ、境港にある「広島入国管理局境港出張所」へ持参し、交付申請を行います。申請後1～3ヶ月で在留資格認定証明書が発行され、入国管理局から受入教員へ郵送されますので、受入教員はそれを研究者へ送付してください。

鳥取大学ホームページの国際交流・留学「外国人研究者の皆さんへ」の各種情報 - 在留資格申請（入国管理手続）参照 ※必要書類もこちらからダウンロードできます。

<http://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/researchers-information-residents>

### ※取次申請

毎月、国際交流センター及び国際交流課の教職員が取次申請を行います。取次申請受付は取次申請を行う月の中旬2日間で行い、月末に広島入国管理局境港出張所へ申請に行きます。受付日はホームページの国際交流・留学「外国人研究者の皆さんへ」「お知らせ」に掲載します。

なお、国際交流センター及び国際交流課の教職員が行う申請取次事項は以下のとおりです。

#### 1. 外国人研究者

- (1) 在留資格認定証明書交付申請
- (2) 在留期間更新許可申請（6か月以上の在留期間を有する者にあたっては在留期間の満了する3か月前から）
- (3) 資格外活動許可申請
- (4) 再入国許可申請 ※「みなし再入国許可」を除く

#### 2. 外国人研究者の配偶者及び子

- (1) 在留資格認定証明書交付申請（外国人研究者と同時に入国する場合のみ）

## ②在留資格の種類

「教授」 : 本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動。

在留期間 1年又は3年

※該当例：本学と雇用関係にある者や日本学術振興会外国人特別研究員など

「文化活動」 : 収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国保有の文化若しくは技芸についての専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを習得する活動（「留学」「就学」「研修」の在留資格に相当する活動を除く）。

在留期間 6ヶ月又は1年

※該当例：本学と雇用関係にない者（鳥取大学外国人研究者など）

## 3. 住居について

各自手配してください。

空室があれば国際交流会館（留学生及び外国人研究者を対象とした寮）に1年間入居することができます。

国際交流会館への入居を希望する場合には、国際交流課学生交流係へ入居申請書を提出してください。なお、受入教員が代理申請を行うことも可能です。

## [来日後の手続き]

### 1. 新規住居地登録等

日本に90日を超えて在留する外国人は、日本に上陸した日から90日以内に住居地を定め、定めた日から14日以内に市町村の窓口に住居地（住所）を届け出なければなりません。また、日本で生まれた子供は14日以内に出生届を提出する必要があります。

#### 同じ市町村で住居地を変更する場合

同じ市町村のなかで引っ越しをして、住所が変更になる場合は、市町村の窓口に新しい住所を届出なくてはなりません。

#### 他の市町村に居住地を変更する場合

他の市町村に引っ越しをして、住所が変更になる場合には、引っ越し前の市町村にて転出手続きを行い、「転出証明書」を受け取ってください。「転出証明書」は新しい転居先市町村の窓口で住所を登録する時に必要となります。

#### [問い合わせ先]

鳥取地区： 鳥取市役所駅南庁舎 市民課窓口（午前8時30分～午後5時15分）

TEL：0857-20-3493 E-mail：shimin@city.tottori.lg.jp

米子地区： 米子市役所 市民課窓口（午前8時30分～午後5時00分）

TEL：0859-23-5141 E-mail：shimin@city.yonago.lg.jp

#### ※在留カードについて

2012年7月から外国人登録証明書に代わり、上陸許可や、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可などの在留に係る許可に伴い、在留カードが交付されます。この在留カードは、常時携帯し、必要に応じて提示しなければなりません。

在留カードは一部の空港で入国審査の際に交付されますが、米子空港等地方空港では交付されないため、市町村で届け出た住所に後日郵送されます。

詳細については、入国管理局のホームページをご参照ください。

<http://www.immi-moj.go.jp/>

## 2. 国民年金

日本に住んでいる 20 歳以上 60 歳未満の人は全て国民年金に加入する義務があります。市町村の国民年金担当課で加入手続きをしてください。

保険料免除制度を活用することによって保険料が全額または半額免除となることがあります。

また、要件を満たせば、日本を出国した場合、日本に住所を有しなくなった日から 2 年以内に脱退一時金を請求することができます。

詳細については、日本年金機構のホームページをご参照ください。

<http://www.nenkin.go.jp/index.html>

## 3. 国民健康保険

日本に一年以上滞在する人は国民健康保険に加入する義務があります。

国民健康保険制度に加入すると、保険料の支払い義務が生じますが、医療機関で国民健康保険被保険者証を提示することにより、かかった医療費の 3 割負担で病気やケガの治療が受けられるため、万一、海外旅行傷害保険から支払われる保険金の限度額を超える費用を要する病気やケガをした場合にも安心です。

加入の手続きには在留カードとパスポートが必要ですが、詳しいことは市町村の国民健康保険担当課に問い合わせてください。

また、他の市町村へ転出、帰国したとき、家族の誰かが出産・死亡したとき、または保険証を紛失したときは手続きが必要です。手続きをしていなければ保険証が無効扱いになりますので注意してください。

[問い合わせ先]

鳥取地区： 鳥取市役所駅南庁舎 保険年金課（午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

TEL：0857-20-3482 E-mail：hoken@city.tottori.lg.jp

米子地区： 米子市役所 保険年金課（午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

（年金）TEL：0859-23-5142 E-mail：hoken@city.yonago.lg.jp

（健康保険）TEL：0859-23-5121 E-mail：hoken@city.yonago.lg.jp

## [一時出国の手続き（本国への帰国も含む）]

### 1. 再入国許可

有効な旅券及び在留カードを所持する外国人（注1）の方が出国する際、出国後1年以内（注2）に日本での活動を継続するために再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要はありません。（この制度を「みなし再入国許可」といいます。）。

**出国する際に、必ず在留カードを提示してください。**

みなし再入国許可により出国した方は、その有効期間を海外で延長することはできません。1年以内（注2）に再入国しないと在留資格が失われることとなりますので、注意してください。

（注1）「在留カードを後日交付する」旨の記載がなされた旅券や、在留カードとみなされる外国人登録証明書を所持する場合にも、みなし再入国許可制度の対象となります。

（注2）在留期限が出国後1年未満に到来する場合は、その在留期限までに再入国してください。

#### 【みなし再入国許可以外の場合】

再入国許可を受ける必要があります。再入国許可申請書の様式は鳥取大学ホームページの国際交流・留学「外国人研究者の皆さんへ」の各種情報 - 在留資格申請（入国管理手続）に掲載していません。

## [関連規則等]

### ○鳥取大学外国人研究者規則

昭和 61 年 3 月 15 日

鳥取大学規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鳥取大学(以下「本学」という。)における学術の国際交流を推進するため、本学において共同研究等に従事する鳥取大学外国人研究者(勤務の契約による者を除く。以下「外国人研究者」という。)の受入れに関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第 2 条 外国人研究者として受け入れることができる者は、次に掲げるもので、本学の教授、准教授、講師若しくは助教に相当する身分を有する者又はこれに相当する研究業績を有する者とする。

- 一 独立行政法人日本学術振興会業務方法書に基づく外国人研究者
- 二 独立行政法人国際交流基金業務方法書に基づく外国人研究者
- 三 外国政府、国際機関その他公的機関の交流事業に基づく外国人研究者
- 四 前 3 号に掲げるもののほか、本学における学術研究の国際交流を推進する上で適当な外国人研究者

(申請)

第 3 条 各学部、各研究科、医学部附属病院及び乾燥地研究センター(以下「部局」という。)の長は、外国人研究者の受入れをしようとするときは、当該部局の共同研究者等を定め、審議機関の議を経て、学長に申請するものとする。

(受入れの決定)

第 4 条 学長は、前条の申請を適当と認めるときは、外国人研究者として受入れを決定するものとする。

(期間)

第 5 条 外国人研究者の受入期間は、1 年以内とする。ただし、学長が必要と認めるときは、受入期間を延長することができる。

(条件)

第 6 条 外国人研究者の受入れに当たっては、次の条件を付するものとする。

- 一 故意又は重大な過失により本学の施設、設備等を滅失し、又は損傷した場合は、弁償しなければならないこと。
- 二 本学の諸規則等を守らなければならないこと。

(施設等の利用)

第 7 条 外国人研究者は、本学の教育研究に支障のない限り、共同研究等に必要な施設、設備等を利用することができる。

(受入れの取消し)

第 8 条 学長は、外国人研究者が教育研究その他本学の正常な運営に重大な支障を生じさせたときは、当該研究者の受入れを取り消すことができる。

(称号の付与)

第 9 条 学長は、外国人研究者のうち、部局の長から推薦のあった者については、次の各号に掲げるいずれかの名称を付与することができる。

- 一 鳥取大学招へい教授
- 二 鳥取大学招へい准教授
- 三 鳥取大学招へい研究員

(外国に長期間在住する日本国籍を有する研究者の受入れ)

第 10 条 外国に 10 年以上在住している日本国籍を有する研究者の受入れについては、この規則に定める外国人研究者に準じて取り扱うものとする。

(雑則)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、外国人研究者に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和 61 年 3 月 15 日から施行する。
- 2 保健管理センター、附属図書館及び学内共同利用施設においても、特に必要があるときは、外国人研究者を受け入れることができる。この場合においては、本規則を準用する。

附 則(平成元年 6 月 7 日鳥取大学規則第 48 号)

この規則は、平成元年 6 月 7 日から施行し、平成元年 5 月 29 日から適用する。

附 則(平成 2 年 9 月 12 日鳥取大学規則第 41 号)

この規則は、平成 2 年 9 月 12 日から施行する。

附 則(平成 4 年 3 月 6 日鳥取大学規則第 4 号)

この規則は、平成 4 年 3 月 6 日から施行する。

附 則(平成 5 年 10 月 13 日鳥取大学規則第 33 号)

この規則は、平成 5 年 10 月 13 日から施行し、平成 5 年 9 月 1 日から適用する。

附 則(平成 7 年 3 月 8 日鳥取大学規則第 21 号)

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 9 月 8 日鳥取大学規則第 54 号)

この規則は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 4 月 9 日鳥取大学規則第 34 号)

この規則は、平成 15 年 4 月 9 日から施行し、改正後の鳥取大学外国人研究者規則の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 16 年 4 月 1 日鳥取大学規則第 35 号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日鳥取大学規則第 67 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

## 鳥取大学外国人研究者規則の運用に関する申合せ

平成19年3月19日  
国際交流委員会  
一部改正：平成24年3月24日  
一部改正：平成24年7月5日

1. 鳥取大学外国人研究者規則（以下「規則」という。）第3条による学長への申請については、別紙様式第1号によることとする。また、申請した受入期間が変更となる場合には、速やかに別紙様式第2号により申請することとする。
2. 規則第5条により、受入期間の延長を希望する場合は、受入期間が満了する日以前に別紙様式第3号により申請することとする。
3. 規則第8条により、外国人研究者の受入れの取消しを希望する場合は、別紙様式第4号により申請することとする。
4. 身分証明書（別紙様式第5号）及び研究証書（別紙様式第6号）は、必要がある場合、部局長の申請に基づき、学長が発行することとする。
5. 規則第9条により名称を付与することができる者は、次の各号に掲げる者のうち、本学において引き続き3月以上研究に従事する者とする。
  - (1) 鳥取大学招へい教授：本学の教授相当以上の資格を有すると認められる者
  - (2) 鳥取大学招へい准教授：本学の准教授相当以上の資格を有すると認められる者
  - (3) 鳥取大学招へい研究員：前記以外のもので、特に教育、研究が顕著であると認められる者

2 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めた場合には、3月未満の者にも、名称を付与することができる。
6. 前項の称号の付与については、別紙様式第7号により通知する。

### 附記

この申し合わせは、平成19年4月1日から実施する。

### 附記

この申し合わせは、平成24年4月1日から実施する。

### 附記

この申し合わせは、平成24年7月5日から実施する。

(様式添付省略)